

「外務省警察史」について

内藤 和寿

はじめに

外務省が昭和十二年より同十九年にかけて編纂した「外務省警察史」(以下「警察史」とする)は、戦前我が国が韓国、中国の各領事館において外務省警察(領事館警察)の歴史を研究する上での貴重な史料である。

しかし、同「警察史」は外交史料館において従来公開はされていなかった。ものの、その検索手段となるべき目録が整備されていない状況にあった。

よって本稿では、同「警察史」編纂の経緯と今回整理、作成した目録の概要について述べることにしたい。

一、編纂の経緯

昭和十二年、満洲国における我が治外法権が撤廃され、その在満警察三十余年の幕を閉じるに当り、外務省ではその事蹟を記念するため、外務省警察全体の歴史を編纂することとした。

そして、同年の第七十回帝國議會において「警察史」編纂のための予算の成立を見、同四月十三日、元外務理事官兼外務省警視の末松吉次に編纂事務を委嘱し、同四月十九日、第一回委員会が東亜局第二課長招集の下に開催され、その編纂方針等が協議された。

この間の経緯を、同年五月十二日付で佐藤尚武外務大臣は、各在外公館長あて合信で、次のように通達している。

外務省警察機関沿革誌編纂及報告ニ関スル件

本件ニ関シ在滿警察機関ハ本年中ニ撤廃可相成ニ付テハ其ノ以前ニ於テ同機関創設以來三十余年間ニ亘リ在留邦人ノ保護取締及我權益ノ擁護ニ活動シタル事蹟及其ノ間ニ於ケル同機関ノ組織、改善充実等ニ関スル史実ヲ蒐集スルト共ニ此ノ機会ニ他地方配置警察機関ノ此等史料ヲモ取纏メ全体ノ警察史ヲ編纂スルコトトシ今

回本省内ニ同編纂委員会ヲ設ケ既ニ記録ノ蒐集ニ着手シタルニ付
貴館警察機関ニ関スルモノハ別冊「外務省各警察機関沿革誌編纂
及報告ニ関スル件」ニ依リ輯録ノ上報告相成度此段申進ス

追テ貴管下各警察機関ヘハ貴官ヨリ別冊各一部ヲ配付シ報告御
取纏ノ上一括提出相成度

こうしてこの編纂事業は昭和十九年まで続けられ、同年九月二十七
日付の「外務省警察史分類目録」(以下「分類目録」とする)によれば、
「分類目録」自体を含め、計一四冊が作成された。

このように本「警察史」は、外務省保存記録のほかに現地各公館よ
りの報告をも加味され編纂されたので、「領事館々務ノ大部ヲ占ムル
居留民ニ対スル帝國政府ノ保護取締ヲ中心トシ当該國當時ノ政情、民
情、風俗、經濟、其ノ他社会相一般ノ變遷沿革ニ関スル史蹟歴然タル
モノアリ名ハ之ヲ警察史ト称スルモ内容ニ至リテハ領事館史ト謂フモ
敢テ不可ナキ実状ナルニ鑑ミ後世是等ノ史実研究ヲ志ス者ニ取り実ニ
此上ナキ指針タリ得ルモノ」(昭和十八年七月より同編纂事務の囑託
として加わった、元外務理事官、相場清の同十九年四月二十七日付の
人事課長あて編纂報告)といふことができるであらう。

一、目録の概要

「警察史」は、B5判縦書きの外務省野紙にタイプ打ちされ、それぞ
れの件名ごとに白の板目紙のカバーを付し、糸紐で綴じられている。

また、写真帖はアルバムの体裁になっており、当時の関係者や領事館、
警察署等の写真が含まれている。

さて、今回、この検索用の目録(詳細は後掲の目録参照。計一二
冊、約七万二千ページ)作成にあたっては、「分類目録」を基本とした
が、これに次のように若干補正修正をした。

(1) 「分類目録」で使用されている国名、地名、用語及び配列順に
ついては、原則として改変は行わなかったが、旧字は新字に改め
た。

(2) 「分類目録」上の件名が原本との照合の結果、明らかに誤り、
または不明確と思われるものは、これを訂正、ないしは一部補正
した。

(3) 利用の便のため、配列順に分類番号を付し、また各分類番号ご
とに、その収録年(Mは明治、Tは大正、Sは昭和を表わす)を
記載した。

(4) 「分類目録」に記されている次掲のものは、現在その原本が見
当たらないので本目録では省いた(後述の米国側作製のマイクロ・
フィルムにも撮影されていない)。

分類番号?

警察官殉職者名簿、警察官吏功勞記章附与者名簿 (一冊)

同じく「分類目録」に載せられている「分類目録」自体も省いた。

また、目録の備考欄に未定稿とあるものは、「分類目録」の註記によ
れば、「専ラ外務省保存記録ニノミ依リテ輯録シタルモノニシテ現地

各機関ヨリノ報告見込立タザル為未定稿ナガラ打切ルノ外ナキモノヲ謂フ」とある。

なお、昭和二十四年から同二十六年にかけて、米国内務省と同国会図書館との共同作業により、外務省記録等のマイクロ・フィルム撮影が行われ、「警察史」もその対象となった。但し、このマイクロ・フィルム中には、前述の「分類目録」にはなかったものが「追加の分」として撮影されているが、現在その原本は見当らず、従って今回作成の目録には載せていない。ちなみに、その件名は「昭和十二年十一月三十日調 警察歴史 追加ノ分 在満日本帝国大使館警務部」である。また、この逆で、「分類目録」にあるものでフィルム化されなかったのが「附表」の計五冊である。

参考文献

- (1) 外務省記録「本省ニ於ケル図書類刊行関係雑件 外務省警察機関沿革誌 関係」(N. 2. 2. 0. 1-3)
- (2) 国立公文書館所蔵「昭和十二年四月起 日誌」外務省警察史編纂委員 (3A-15-⑤⑥ 53-5)
同「昭和十四年一月起 至同十七年十二月」日誌「外務省警察史編纂委員 (3A-15-⑤⑥ 53-6)
- (3) 『Checklist of Archives in the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Tokyo, Japan, 1868 - 1945』 Microfilmed for the Library of Congress 1945 - 1951
- (4) 『外務省の百年』下巻 外務省百年史編纂委員会編

(記録整理・閲覧室)

「外務省警察史」目録

分類 番号	収録年	件名	冊数	備考
1	M. 9 ~ M. 38	元韓国ノ部 条約及同關係法令	1	
1-1	M. 13 ~ M. 38	警察官ノ官等、任用、給与及旅費	1	
1-2	M. 13 ~ M. 25	警察官ノ服務、礼式、服制、休暇、賞与	1	
1-3	M. 5 ~ M. 39	公使、領事官ノ歴任、管轄区域及在留邦人ノ戸口	1	
1-4	M. 10 ~ M. 38	警察官ノ配置、勤務、在留民ノ保護取締	1	
1-5	M. 18 ~ M. 38	警察官ノ配置、勤務、在留民ノ保護取締附録	1	
1-6	M. 19 ~ M. 38	外国語学学修、警察予算、警察署ノ火災、消防組、新聞紙、在留禁止、居留地警察、軍事警察	1	
1-7	M. 37 ~ M. 40	警務顧問	1	
1-8	M. 12 ~ M. 32	日本側施設病院	1	
1-9	M. 15 ~ M. 39	領事館令	1	
1-10		附属写真帖	1	
1-11		警察關係条約及諸法規類(満州及支那)等	1	
2		警察關係条約及同關係法令	1	
2-1	M. 6 ~ S. 7	領事官管轄区域	1	
2-2	M. 33 ~ S. 12	司法及在留民ノ保護取締	1	
2-3	M. 10 ~ S. 12	警察官ノ任用及支給、警察官ノ官等及給与旅費	1	
2-4	M. 25 ~ T. 9		1	

2-5	M. 17 ~ S. 5	警察官ノ配置、応援、総領事館・領事館ト分館トノ執務統制、警察予算、警察機関ノ改善	1	
2-6	M. 15 ~ S. 8	警察官ノ服務、勤務、礼式、考查、警察点検、警察操典、警察講習所入所、警察巡閱	1	
2-7	T. 2 ~ S. 12	服制、休暇、精勤証書、功勞記章、警察賞与、靖国神社合祀、殉職警察官遺族弔問、警察官特別慰勞、共済会、警察歌	1	
2-8	S. 12	外務省警察史ノ編纂	1	
2-9		附属写真帖(警華帖)	1	
3		満州ノ部		
3-1	M. 9 ~ M. 41	在南満州領事館 自明治九年至同四十一年	1	
3-2	M. 39 ~ S. 12	関東都督府(関東庁、関東局)官制及同警察官ノ外務省兼任並ニ配置	1	
3-3	T. 9 ~ T. 12	満州保民会、不逞鮮人取締及保民会援助ノ為調査班ノ派遣	1	
3-4	S. 7 ~ S. 12	在満大使館	3	
3-5	T. 15 ~ S. 2	在帽児山分館	1	
3-6	T. 4 ~ S. 13	在海龍分館	1	
3-7	T. 4 ~ S. 13	在通化分館	1	
3-8	M. 43 ~ S. 11	在拘鹿分館	1	
3-9	T. 4 ~ S. 7	在農安分館	1	
3-10	M. 41 ~ S. 8	在鄭家屯領事館	1	

M. 1. 3.
同. 9. にも
あり

4 4	4 3	4 2	4 1	4	3 18	3 17	3 16	3 15	3 14	3 13	3 12	3 11
T. 9 ~ T. 11	T. 9 ~ T. 10	T. 8 ~ T. 10	M. 43 ~ T. 7					M. 42 ~ S. 12	M. 40 ~ S. 12	M. 35 ~ S. 12	M. 39 ~ S. 12	T. 5 ~ S. 8
④間島及琿春地方我軍隊撤兵ニ際シ警察機 関ノ充実	③琿春事変及間島出兵	②朝鮮獨立騷擾事件及其ノ後琿春事変ニ至 ル	①創設、間島協約ト大正四年日支条約トノ 関係ニ関スル係争問題ノ経緯、滿蒙ニ関 スル日支条約ヲ間島朝鮮人ニ適用問題ニ 関シ警察官ノ増員	間島ノ部 間島ノ来歴、 間島琿春地方ニ於ケル外務省警察ノ沿革	附表其ノ三(在留禁止、諭旨退去及保護送 還累年別表外九表)	附表其ノ二(警察官配置累年別表外七表)	附表其ノ一(警察官配置累年別表外七表)	在滿州里及在海拉爾領事館	在齊齊哈爾總領事館、黑河及白城子分館	在哈爾濱總領事館、同牡丹江及佳木斯分 館、在綏芬河領事館、在新京總領事館扶餘 分館	在吉林總領事館及敦化分館	在赤峯及承德領事館
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1

5 8	5 7	5 6	5 5	5 4	5 3	5 2	5 1	5	4 11	4 10	4 9	4 8	4 7	4 6	4 5	
S. 11 ~ S. 15	S. 13 ~ S. 15	S. 11 ~ S. 15	S. 11 ~ S. 15	T. 9 ~ S. 15	M. 33 ~ S. 12	S. 11 ~ S. 13	S. 11 ~ S. 15					S. 6 ~ S. 12	S. 6 ~ S. 13	S. 5 ~ S. 7	T. 11 ~ S. 5	
在太原總領事館	在石門總領事館	在厚和總領事館	在張家口總領事館大同出張所	在張家口總領事館	在北京公使館附屬警察官	在天津總領事館警察部	在支大支館北支警察部	支那ノ部 △北支▽	附表其ノ一(警察官配置累年別表外九表)	附表其ノ二(警察官配置累年別表外十三表)	附屬写真帖	⑦滿州事変及其ノ以降 別冊 間島地方兵匪ノ暴動ト我警察官ノ 活動及皇軍ノ出動	⑦滿州事変及其ノ以降	間島琿春地方ニ於ケル外務省警察ノ沿革	⑥昭和五年間島地方共產黨暴動事件ヨリ滿 州事変前ニ至ル	⑤頭道溝馬賊襲撃事件及其ノ後昭和五年共 産黨暴動事件前ニ至ル
1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	3	1	3	

5 30	5 29	5 28	5 27	5 26	5 25	5 24	5 23	5 22	5 21	5 20	5 19	5 18	5 17		5 16	5 15	5 14	5 13	5 12	5 11	5 10	5 9
M. 29 S. 12	M. 29 S. 12	T. 7 S. 12	M. 37 S. 11	M. 18 S. 15	M. 40 S. 15	T. 9 S. 13	M. 34 S. 15	M. 29 S. 15	M. 29 S. 15	T. 10 S. 8	M. 43 S. 12	M. 3 S. 15	S. 14 S. 15	△中支▽	S. 14 S. 15	T. 1 S. 15	T. 11 S. 15	M. 15 S. 15	M. 38 S. 15	S. 8 S. 15	S. 3 S. 15	M. 8 S. 15
在重慶領事館	在沙市領事館	在宜昌領事館	在長沙領事館	在漢口總領事館、在鄭州領事館	在九江領事館	在蕪湖領事館	在南京總領事館	在杭州領事館	在蘇州領事館	在上海總領事館朝鮮民族運動	在上海總領事館	在上海總領事館	在支大、使館中支警務部		在徐州領事館	在濟南總領事館及同博山、張店出張所	在青島總領事館及同坊子出張所	在芝罘領事館	在山海關領事館	在天津總領事館唐山分館	在天津總領事館塘沽出張所	在天津總領事館
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	2	1		1	2	2	1	2	1	1	3
未定稿	未定稿	未定稿	未定稿							未定稿	未定稿											

5 38	5 37	5 36	5 35	5 34	5 33	5 32		5 31
	M. 44 S. 12	S. 14 S. 15	M. 21 S. 15	M. 37 S. 15	M. 5 S. 11	M. 7 S. 13		M. 40 S. 9
附屬写真帖	在雲南領事館	在海口總領事館	在廣東總領事館	在汕頭領事館	在福州總領事館	在廈門總領事館	△南支▽	在成都總領事館
5	1	1	1	1	1	1		1
北、中、南支の分	未定稿							未定稿